

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会原子力小委員会  
原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ  
第5回会合

日時 平成27年11月30日（月）09：04～10：13

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

議題 新たな事業環境下における諸課題への対応策について

○山内座長

それでは定刻でございますので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会原子力小委員会 第5回原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループを開催いたします。

本日は、ご多用中のところご出席をいただきましてどうもありがとうございます。

それでは最初にまず、お手元に配付させていただいております資料の確認、それから委員の出欠状況について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○浦上原子力政策課長

それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、配付資料一覧、資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、事務局資料、それから資料4、本日ご欠席の遠藤委員の意見書。それから参考資料1、第1回事務局資料、参考資料2、第3回事務局資料、参考資料3、第4回事務局資料、参考資料4、原子力小委の中間整理。これらをお手元に配付してございます。資料が抜けているような場合にはお知らせをいただければと思います。

従前からの例でございますけれども、経済産業省では会議のペーパーレス化の取り組みを推進しておりまして、本ワーキンググループにおいては、傍聴の皆様に参加資料をお配りしておりません。事前にお知らせをいたしておりますとおり、当省のホームページに資料を掲載しておりますので、必要に応じてご確認をいただければと存じます。

続きまして委員の出欠状況でございますけれども、本日は遠藤委員がご欠席、城山委員が途中退席をされるというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは本日ですけれども、本日はこれまでの4回の議論を踏まえまして、事務局で取りまと

め案を作成いただきました。これは資料3ですけれども、「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について（案）」ということでございます。まずこれをご説明いただきまして、その後、この内容につきましてご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

プレスの方々の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席を願いたいと思います。

それではよろしくをお願いいたします。

○浦上原子力政策課長

それでは事務局より、資料3についてご説明を差し上げます。

この資料は、座長からご説明がありましたとおり、「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について」と題しまして、これまで4回のワーキンググループでの議論を文章の形で整理した中間報告の案ということで用意をさせていただいております。

まず1ページ目に目次を入れております。「はじめに」と題した序章と、「留意事項」と題した最終章を含め、6つの章立てとなっております。

2ページ目をご覧ください。「1. はじめに」と題して、このワーキングの検討の前提となる状況や環境の変化、これまでの検討の経緯などをここに記述しています。

最初のパラに、使用済燃料の再処理を推進する、利用目的のないプルトニウムを持たない原則の堅持といった我が国の政策の方針を確認的に記述しております。

2つ目のパラには、昨今の環境変化、具体的には電力システム改革の進展、それに伴って地域独占・総括原価方式の料金規制による投資回収保証が失われたということ、それから原発依存度を可能な限り低減させるといった方針を挙げております。

3つ目のパラには、このワーキングの検討に至るまでの経緯を書いています。昨年の原子力小委員会での議論、電力システム改革の第3弾の法案に関して衆議院でいただいた附帯決議、そういったものがあり、このワーキングで制度的な措置について検討するということが始まったという、こういう流れが書いています。

3ページ目、それから4ページ目、ここには関係する公的な文書の関連部分を引用しております。

参考1がエネルギー基本計画の関連部分、参考2が原子力小委員会中間整理の関連部分、4ページ目に行きまして、参考3が国会の附帯決議、それから参考4に、これも参考までということですが、核燃料サイクルの政策的な意義について、これまでご説明してきた内容を確認的に記載しています。

めくっていただいて5ページ目、ここからが本論の部分になります。

2. 新たな環境下で生じる課題や懸念への対応の必要性と題しまして、全体の総論を書いております。今後の事業環境の変化の中で、使用済燃料の再処理等の実施に当たって顕在化し得る課題や懸念、そうしたものとしてこれまでワーキンググループでも何度もご説明し、ご議論していただきましたとおり、3つの点を挙げています。

1つ目が、安定的な資金の確保に関する課題ということで、現行の積立金制度では、積み立てた資金が各事業者に帰属をしている。日本原燃に対する法律上の支払い義務も課されていない。電力システム改革で投資回収保証が失われるという状況のもとにおいては、事業者が破綻した場合などにこの必要な資金が安定的に確保できなくなる可能性がある、ということを書いております。

2つ目が、事業の実施体制に関する課題ということで、これまで原子力事業者の共同事業として実施されてきたこの再処理等の事業が、互いに競争関係に事業者が立つということ。あるいは原発依存度が低減するといった状況の中で、これまで前提とされてきた環境が変化をし、事業の実施が滞ってしまう可能性があるのではないかと書いています。

3つ目、事業運営の在り方に関する課題ということで、これまで再処理の事業は競争環境には置かれておりませんので、ある種、特殊な環境のもとでの事業ということで、事業全体が効率的な運営をなされているか、あるいは課題に適切に対処しているかといった観点から、いわゆるガバナンスが働きにくい状況にあるのではないかと、こういったことを掲げさせていただいております。

そうした課題を述べた上で、この使用済燃料の再処理は事業環境が変わっても決して滞らせてしまてはいけないというものですので、これらの懸念や課題に対して適切な措置をとるべきであるという、こういう大きな方向性をまずはここで記載しております。

あわせて、原子力事業者の発生者負担の原則といった責任についても、大前提として確認をさせていただいているところです。

6ページ目、ここからが各論ということになります。

まずは3つの具体的な課題の最初のものに対応した、安定的な資金確保のための手当てという部分です。これまでのワーキンググループでも何度もご説明をして、繰り返しになって恐縮ですけれども、(1)のところ、積立金制度の拠出金制度への変更ということで、具体的に現状と変更案ということを書いております。

最初のパラにございますとおり、現行の制度では、長い法律なので略しまして、「再処理積立金法」と申し上げますけれども、法律に基づいて原子力事業者が使用済燃料の再処理に必要な

費用を積み立て、そしてそれを必要に応じて取り崩す、そして日本原燃に支払うという仕組みとなっております。

これを、2つ目のパラにありますとおり、拠出金制度に改める。新たな法人に拠出を義務づけて、拠出された資金を新法人に帰属させる制度とする、ということが書いてございます。

この拠出金の額につきましては、新法人において費用の精査をした上で、毎年度の発電量に応じて決定をする、通知・徴収をするということを原則とすることになります。全体の費用が変動するような場合にも、事業者間の公平性に留意しつつ、将来の拠出金の額に反映するというところで、原子力事業者が確保するというところをここは書いています。

それから最後のパラにありますとおり、これまで事業者ごとに管理をされていた資金を、一括して効率的な運用が可能になるということで、これらを模式的に整理したのが、この6ページ目の下にございます参考5、資金の流れのイメージというところです。

めくっていただきまして7ページ目、これは前回のワーキングで議論いただいた点ですけれども、(2)というところに、拠出金制度の対象となる資金の範囲について記載をしています。現行の積立金制度のもとにおきましては、事業者が再処理を具体的に計画していない使用済燃料について、積み立ての対象となっていない部分がありますけれども、そうしたものも含めまして全ての使用済燃料を対象とするということ。

それから、参考6の拠出金制度の対象イメージ図、これの赤く塗った部分、囲ってある部分にありますように、再処理の工程と不可分な、具体的にはMOX燃料加工事業、あるいは廃棄物処分等の実施に要する費用、これらについても今般の確実な資金の確保という趣旨に鑑み、対象とするということを書いています。

(3) 制度移行に伴う措置というところですが、拠出金制度への移行に当たっての経過措置について記載をしております。

①にあります既存の積立金の扱いという点については、既に積み立てられた資金を一括して拠出金として移管をするということ。その際、資金運用の実務に支障を及ぼさないような適切な措置を講ずる必要があるということを書かせていただいております。

めくっていただきまして8ページ目、②積立金制度の対象とされていなかったものの扱いというところで、これまでの積立金制度の対象とされてはなかったけれども、新たに拠出金制度の対象となる、そういう資金について、過去に発生した使用済燃料に係る資金の拠出についても追加的に事業者が義務づける必要があるということ。その際、分割拠出といったような適切な激変緩和措置を講ずるということについて書いてあります。

その下、4. 新たな事業実施体制の構築とあるところ、新たな環境下での懸念や、課題の2

つ目、それから3つ目の具体的な課題に対応した制度措置の在り方を具体的に述べております。

(1) 新法人の創設という点で、事業の実施に責任を負う法人を設置するという方向性がまず書いてあり、①新法人が備えるべき性格と法人形態という点で、これまでの議論をいろいろ踏まえました内容を改めて記載させていただいております。

具体的には関連する技術、人材が民間に集積しているということから、まずは民間を主体として事業を行うということ。一方で、独自の判断で解散できない拠出金の強制徴収権といった資金を確実に確保するための措置、こういったものが必要になるということを書いた上で、新法人につきましては、民間主導で設立されるという一方で、国として必要な関与ができる、そういう認可法人として設立することが適当であるということを書いています。

9ページ目、参考として法人形態の比較表を載せております。

次に、新法人の業務というところ、新法人が再処理等の実施に責任を負うこととしつつ、国内で再処理等を実施している事業者は日本原燃のみであるということから、この技術、人材、設備等がそこに集積されているということに鑑み、これらを最大限に活用するために新法人が日本原燃、民間事業者に委託をするということも可能な仕組みとするということを書いています。

こうした委託も前提といたしまして、この新法人の主な業務といたしまして、第1に事業全体を勘案した実施計画の策定、第2に拠出金額の決定、拠出金の徴収・管理、第3に再処理の実施、実施事業者の選定や監督・管理という3つのものを挙げております。

③新法人の安定的運営のための方策というところでもございますけれども、原子力事業者の拠出する拠出金によって、この新法人の事業というのはその費用が賄われるということを原則としつつも、一時的にキャッシュが不足するような事態に備えて、自ら資金調達もできるような適切な措置を講ずるべきということを、この9ページの終わりから10ページの頭にかけて書いています。

それから10ページ目、(2) 新法人の適切な運営を担保するための手当てと書いたところでありますが、これは最初に掲げた大きな3つの課題の3つ目であります適正なガバナンスを働かせる観点からの具体的対応策について書いております。

①外部有識者を構成員に含む委員会による適切な運営の担保というところですが、再処理という事業の特性に鑑みて、この事業全体が適切かつ効率的に運営されているか、長期にわたる事業の技術的課題等に適切に対処しているかなどを客観的、継続的にチェックする必要があるということを書いております。このため、この技術、経営、金融、プロジェクトマネジメントといった専門家の方々からなる外部有識者、これは法人の役員という内部の者ではないという意味で外部という言葉を使っておりますけれども、この外部有識者を構成員とする委員会を新法人に設置をし、重要な事項の意思決定などに関与する仕組みとするということを書いております。

この法人には業務執行を担う役員もおりますので、その委員会の構成員に加え、外部有識者の意見が反映されるような人数構成に配慮すべきことなどをここにあわせて書いております。

それから、②国による適切な運営の担保というところですが、国も重要事項の決定、人事について関与をするということ、それから一定の命令権限を持つということで、新法人の適切な運営の担保を図るということを書かせていただいております。

これらをまとめて図示いたしますと、この11ページ目のところの参考8、新法人に係るガバナンスの在り方のイメージということで、原子力事業者と新法人の関係、国と新法人の関係、それから委託先としての民間事業者との関係、そういったものをまとめて記載をしています。

その下、5. 新たな事業環境下での関係者の責任と役割分担とありますところ、これは、これまでの具体的な制度設計を踏まえた上での責任と役割分担を再確認するというところでございまして、原子力事業者、新法人、国がそれぞれ担うべき責任・役割を改めて定性的に記載をしています。

原子力事業者については、発生者原則による拠出金という形での費用の負担、機微の物質の管理などへの責任、加えまして12ページの方に書かせていただいておりますように、この日本原燃への継続的な支援・協力、新法人への支援・協力という関与が欠かせないということを付言しております。

新法人につきましては、再処理等を行う一義的な責任を負いながら、総合的なマネジメントを行うということ。国につきましては、この新たな仕組みにおける必要な関与をしつつ、制度面での必要な措置を行う役割があるということに記載しているところです。

最後になりますけれども、6. 留意事項というところ、これは前回のワーキンググループで議論したことの、ある種、再掲でございますけれども、著しい事業環境の変化など、現時点ではなかなか想定され得ないような事態が生じるようなことも念頭に置く必要があるということで、今般の新たなスキームについても不断の検証が必要である。必要に応じて追加的措置を含めた検討があり得るといふ、こういう一般論を書いております。例えばということで、予見しがたい事態について、追加的な費用が必要になる場合の対処についても書いています。

それから最後のところ、「また」以下ですけれども、関係者の理解ということで、立地自治体を含めた関係者の理解と協力、あるいは原子力政策、核燃料サイクル政策の推進に当たって必要な情報発信に努めていくべきことなどを言及いたしまして、全体この報告書を締めくくっているという、こういう構成です。

資料についての説明は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それではこれから討議に入りたいと思います。今回は取りまとめに向けた議論ということで考えております。したがって、お一人ずつ発言をいただきたいというふうに考えております。そして、各委員のご意見に関連する発言とか、あるいは追加の意見がある場合は、全ての委員のご発言が終わった後でお手元にあるネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。

順番ですけれども、まずは、城山委員が途中退席というふうに伺っておりますので、城山委員からご発言をよろしくお願いいたします。

#### ○城山委員

恐縮です。それでは3点、若干ご質問、ご意見を申し上げたいと思います。1つは、大体全て最後の取りまとめの10ページか11ページあたりのことなのですが、これまでの議論にもありましたように、恐らくこの外部有識者を含めた意思決定委員会というのがどういう人で構成され、どう運営されるかというのが結局、肝ですよというのは、多分皆さんの共通理解だと思いますので、ここに書かれたような形でそれをどう担保するかということについて若干お伺いしたいというのが1つ目です。

1つは、例えば原子力事業や、関連する技術、経営、金融、プロジェクトマネジメントの専門家等というのがここに書かれている記載で、例えばこのときに原子力事業というものは何を意味するかですね。例えば一番最後のところに、原子力事業者、電力会社等も引き続き新法人に対して、原燃に対すると同様に協力するというように書かれていて、ここは多分、原子力事業と書いていますが、最後のところは電力事業者だと思いますが、こういう意味に限定するのか。あるいは、これは山名委員等からもご指摘が何度かありましたけれども、発電と例えば再処理はかなり技術的性格が違うということになると、もうちょっと違ったキャリアパスを持った専門家という人を入れる必要があるのかですね。

これは仮にの話ですけれども、例えば原燃なんかで現場でまさにやってきたような人の経験も必要かもしれないし、下手に契約関係の当事者になるので癒着すると思われてまずいかもしれませんが、技術的にはそういう人も必要かもしれないと。そうするとこの原子力事業や関連する技術云々かんぬんというのは一体どういうものなのかというのは、もうちょっと確認できる範囲で詰めたイメージを持っておいたほうがいいだろうというのが1点目です。

それから2点目もこれに関連するんですけれども、恐らくある種のプロジェクトなり、事業としてきちっとやっていくという体制をつくるということと、恐らくこの話はプルトニウムバランスの話を外部的にどう透明性を持って説明するかということにもなりますので、

ある種のやはり政策的な観点というか、外交的な観点というか、そういうところもどこかで担保する必要があるんだろうと思います。ただそれが、ここの意思決定機関でそこを担保するのか、いやいや、そこはもう国でちゃんと担保するんだからいいんだという説明は、そこは切り分けがあり得ると思いますが、そういうところも含めてここに一定の機能を持たせるのかどうかということとは考えておく必要はあるだろうと。

そうすると若干ここに書いている経営だと少し狭い感じがするので、ある種の政策的なことも入ってくるのかどうか。あるいは、この後の書き方だと、専門家等外部有識者なので、専門家以外の外部有識者もいるんだとすると、そこは昔、学識経験者の経験者って何かという話がありますが、そういうところで読むのか。ちょっとその点についても確認をしたいというのが2点目です。

それから3点目は、11ページの図が比較的全体をきれいに整理していただいていると思うんですけども、結局こうなってくると、恐らく新法人というのも大きな十分重要的な主体で、今回の主要な考慮対象なんですけど、同時にやはりここに民間事業者（日本原燃）、残っているところがやっぱりちゃんと機能するような体制をどうつくるかというのが、やっぱりある意味で残された大きな課題なんだろうと思います。

そのときに、今の文章の書き方は、例えば10ページの①の一番最後ですけども、業務委託を行うに当たっては、適切に管理・監督を行えるように留意が必要であるという、管理・監督すね、あるいは図の方の表現で言えば、事業全体が適切かつ効率的に運営されているかの確認という、そういう形になっているんですね。若干、規制的観点からのチェックということなんですけど、それだけで十分なんじゃないかというのがあろうかと思います。

これは大橋委員とか、最初のころも言われていましたけど、ある種、競争環境がないところで、どうやってきちっと効率化して、ある意味で競争力を持っていくかというときには、結局ここが大事になってくるので、そうするとそこに対して働きかけるような、ある種の産業政策的考慮というのはやっぱり必要になっているのかもしれないと思います。

そのときに、ここの例えば民間事業者に投げるときの契約形態も、ちょっとここは詰めた話は私は必ずしも十分理解していませんが、ある種のインセンティブ契約的な、きちっといろんな意味でうまく、効率的かつ適正にやっつけばうまくサポートするようなそういう形で、ある意味でここをきちっと育てていくというような、そういう観点なりも一定程度必要なのかなというふうに思います。

以上3点であります。

○山内座長

ありがとうございます。

どうします、事務局からお答え、お時間が……

○浦上原子力政策課長

ありがとうございます。この報告書の中で外部有識者の構成員となるべき専門家の持つおられるべき専門性ということ、例示的にいろいろ書かせていただきましたけれども、具体的な人とあわせて考え合わせたときにどういう人がはまり込むのか、ここに書かせていただいている以上のイメージを持っているわけではございません。

そういう意味で原子力事業者というのは、再処理の関係で専門を持っておられるという方のイメージもあるでしょうし、あるいは使用済燃料ということの取り扱いなんかも含めた原子力事業全般にかかわっているというキャリア、これが生きていくという場面もあるでしょうし、そのあたり、特に再処理事業ということで特定をせず、広げて書いてあるというのが「原子力事業」という表現の意味するところとして、それ以上に何か申すものがあるわけではございません。そういう意味では枠を広げて書いておるところでございます。

それから外交的観点というところでございますけれども、有識者の世界で様々な見識を持たれた方が参画することは想定されるところでございまして、そういった方もメンバーになることは当然可能性としてはあるんだろうと思っております。

それから管理・監督というところでございますけれども、必ずしもこの監督ということの意味は、規制的な観点から、あるいは業務の効率的な観点ということだけを一義的に意味するという趣旨で書いてはありませんが、きちんと業務がなされ得るのかどうか、そういったことを技術的にきちんと見定めた上でやっているのかどうか、そういったことも含んで考えております。今の表現だと必ずしも産業政策的な観点から、この原燃に対してそういう振興的な指導をするということまでは想定をしておりませんので、そこについては必ずしも報告書中のこの文言では書いていないところです。

○山内座長

よろしいですか、何か。

○城山委員

あと1点、別の点で触れ忘れたんですけども、外部有識者と新法人の役員との関係なんですけれども、ここでの表現でいうと、意思決定は外部有識者を含めた法人の運営委員会のようなものを行いますと。その法人の役員会というのは業務執行を行う機関だということ、そういう整理に書かれているような気がするんですが、それで大丈夫なんでしょうかというのが確認です。認可法人というのはつくり方によるんだと思いますが、通常であれば、ある種の役員会が意思決定機

関でないはずで、そこにちゃんと外部有識者が入るために、ある一定事項については運営委員会というところをある意味では重複だけかませるといふ仕組みかと思いますが、ちょっとその整理がどうなっているかだけ確認させてください。

○浦上原子力政策課長

これは仮に法制的な対応となったときに具体的に詰めて議論していくべきことではありますが、この運営委員会的なものが重要な事項について参画をする。それに対して、この法人についても役員がおりますので執行的なことについては担っていく。ご指摘のような整理になっているというふうを考えております。

○山内座長

よろしゅうございますか、ありがとうございます。

それでは、各委員からお一人ずつ意見を頂戴したいと思います。順番でいきますと、すみません、秋池委員からよろしく願います。

○秋池委員

お取りまとめ、事務局の皆様ありがとうございました。この内容に対しては、私はこれでと思っています。今後の運営についてなんですけれども、サイクル事業、この超長期の事業にかかわる人たちが最後まで責任を果たし続けることというのが非常に重要だと思っています、そういう意味では、国も、それから事業者も、新法人、その他、民間事業者も、その役割を果たし続けるような運営がされるということをお願いしたいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

大橋委員、どうぞお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。11ページ目の図を見ながらお話ししますが、1点だけですが、基本的にこれまで原子力事業者と民間事業者との間の委託関係で結ばれていたものの中に新法人が入ってきて、それが国と、多分、原子力事業者との責任関係のリバランスがここにあらわれているというふうな感じの姿になっていて、それが意味、制度面で国が一定程度前に出てきたというふうな姿になっているのかなと思います。それ自体は電力システム改革での環境変化の中で、サイクル事業を確実に進めていく上でなかなか足元危ういのではないかとこの声があるところで、正しい方向性なのかなというふうに思います。

これまでヒアリングを通じて一つ論点として明らかになった点は、これまで原子力事業者と民間事業者の間の役割の在り方、つまりガバナンスですけれども、それについて余りにも技術的

な面の箸の上げおろしまで言っていたところがなきはしなかったかとかとの指摘がありました。もう少し経営的なサポートがあったほうがよかったんじゃないかとの論点も出てきたと思うんですよね。

そうした問題点を緩和する形で、新法人が原子力事業者とともにその責任を一部肩代わりするような姿になっているなど思うんです。他方で、図を一見すると、やっぱり原子力事業者と民間事業者の距離が遠くなったなという印象も持たれかねないと思うんですよね。点線でつながれているとは思いますが、この点線の部分はやっぱりしっかりやっていただかないと思います。技術的に非常に特殊なもので、外部有識者の意見は重要だと思いますけれども、非常勤で、本質的な、あるいは技術的に細かいところまで指導するというのはなかなか不可能なことを考えると、やはり原子力事業者にこれまで以上にもう少し前に出ていただいて、それも経営的なところのサポートを重点的にしながら、なるべくこの民間事業者の技術がきちっと確実に伸びていくようなことを形としていただければと思います。それはこの点線の指導・助言にあらわれているんだと思いますけれども、文章上の記載で若干さらっと流れちゃっているところもあるので、そこは実質的にきちっと動かせるような形にさせていただいたらとの思いであります。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

辰巳委員、どうぞご発言ください。

○辰巳委員

ありがとうございます。ちょっと幾つか質問も含めあるんですけど、まず簡単に質問だけ申しますと、7ページの10行目に「万一、事業者が破綻した場合」という表現があるんですけど、このときの事業者というのはどこを指すのか。原子力発電事業者か、あるいは処理の方の事業者か、双方なのか、そこら辺がわからないので、もうちょっと明確にさせていただきたいというのが疑問点です。

それからあとは意見というか、思ったことなんですけれども、まず、何が言いたいかというのと、この原子力発電の事業者が拠出金を拠出するというのは当然なんですけれども、そのもとが電気料金という形で需要家から徴収しているわけで、そのあたりのことが見えないんですね。

私としては、初めのあたりのイメージ図が、6ページでしたかにイメージ図があるんですけども、6ページの参考5と書かれていて、資金の流れのイメージと書いているんですけども、このあたりにでもきちんとやっぱり電力料金によって徴収されているんだということをまず書いていただきたいなというふうに思っております。

そういう前提からなんですけれども、そういう意味で広くお金の使い方等に関して透明性も必要だし、説明責任も必要だということから、最後の認可法人ですか、新しい法人の中にそういう機関を設けるんだという話につながってくるというふうに思いますもので、そういうものが今回の報告書の中では全く見えないなというふうに思っております。

最後のところに少し、留意事項に、広く国民一般が理解できるようにという表現はあるんですけども、もっとその前提にやっぱりそういうお金の流れがあるんだということをきちんと書いていただき、説明していただきたいというふうに思っております。

それが一つですね、それからあと、今までの委員会の資料では出てきたんですけども、積立金の金額のような、そういう実際の数値というのが今までの資料にあって、どうしてこの中に書かないのかなというふうに思っております、移行するときに、そのお金をそのまま移行すると書いてあるところがありましたよね。だからそういうところにでも、今まではこれだけあるんだということは明記していただきたいなというふうに思いました。

それからあとは疑問なんですけれども、10ページ、11ページのあたりですけども、10ページに、新しい法人の適切な運営を担保するためと書いてあって、①に外部有識者を構成員に含む委員会という表現があるんですね。委員会と書かれているんですけども、11ページのイメージ図の中には、その委員会という単語がなくって、これではどこを指しているのかがよくわからないなというふうに思ったということと、逆に、下に事務局という部署がありまして、この事務局に関しては逆に文章の中に説明がなくって、だから事務局というところはどういう人が構成されていて、どうなっているのか。それからまたその事務局と、その下にある民間事業者との関連もちょっとよくわからない。民間事業者、過去の経験があるという日本原燃の人が事務局にいらっしゃるのか、そのあたりも予測をしつつ、全く説明がないなというふうに思ったということです。

だから、その委員会とか、事務局とか、そういう単語と、書かれている文章との整合性、そこら辺がちょっとわかりにくいなというふうに思ったことです。もうちょっと明確にしていきたいということです。

とりあえず以上それだけです。またあれば後ほど申します。すみません。

○山内座長

ありがとうございました。さっきの7ページの原子力事業者……

○浦上原子力政策課長

7ページの、「万一、事業者が破綻した場合」ということで書かせていただいたのは、基本的には原子力事業者が破綻する事態というのを想定しています。そういうことについて想定した記述です。

○山内座長

ありがとうございます。

永田委員、どうぞご発言をお願いします。

○永田委員

ありがとうございます。私も基本的に11ページの新しいガバナンスの在り方のイメージについてコメントさせていただきます。最終的には辰巳委員からもご質問ありましたようにこの新法人の中の意思決定機関にどういう権限を持たせるかです。例えば会社法上では、従来は日本企業は監査役会設置会社が大多数でした。その後、最近の議論になっている東芝さんなどでも委員会等設置会社をはじめ、いろんな企業欧米的なガバナンスの思想を持ち込んできました。

最近新しい会社法の改正によって、監査等委員会設置会社というその両方をミックスしたガバナンス設計があるわけですが、ポイントの一つはガバナンスの透明性を担保させるために社外の方を入れた方がいいとされています。一方で、社外取締役は常時その会社にいるわけではないので、果たして専門性がある、本当に実効性のあるガバナンスが効かせられるのかという議論があります。多分同じようなことを城山委員はじめ、大橋委員も言われているかと思いますが、新法人のガバナンスの議論に戻りますと、先ほど言った民間企業のガバナンスを参考にして、この新法人の中の意思決定機関にどういった形態で持ち込むのかというのがポイントであるかと思っております。

理想的に言うと、この意思決定機関の外部有識者と新法人の役員が同じ意思決定機関の中にあって、例えば取締役会のように、そこで社外の方と社内の方がメンバーであって、基本的にはその2つのタイプの方たちが同じ視野で、例えば事業計画、戦略であったりとか、大きな意思決定を協働で実施するが、事業計画、戦略を執行するときには、ここでいう新法人役員の方が執行の責任を持つ仕組みになります。その執行に対して外部の有識者の方が中心となってモニタリング、これは実質的なモニタリングをやることになります。形式的ではなく実質的なモニタリングを実行していくことが重要です。こういう外形的な仕組みを設計することが、この新法人のガバナンスを効かすためにまず重要となります。

そのためにはやはりガバナンスコードというんですかね、どういうガバナンスを遵守するかという一つの方針をはっきりさせていくことが大事であろうと思います。その方針に基づいて、その実行を担保していくということが大事かと思えます。

そこで2つだけ申し上げたいのは、そのガバナンスを効かせるための視点なんですけれども、2つの視点が必要と思っています。1つ目は、やはりここは外部の視点をこのガバナンスをつかさどる人たちが意識するという事です。常に外部の視点を意識して自己点検を実施するという

ことが大事だと思います。

2つ目は、先ほど実効的なガバナンスを効かせるためには、この有識者の方も含めて経営の視点を持つということです。ガバナンスの究極的なゴールは、広く国民を含めたステークホルダーのために、核サイクル事業を永続的に実施するとともに、この事業を主体的に実施する日本原燃の持続的な永続的な企業価値を高めるということだということを、ぜひともこの意思決定機関に入る方たちが理解して、意識してもらいたいと思います。その実行を担保するために、ガバナンスの方たちが日常的、実質的なモニタリングを積み重ねていくということと経営の視点を持つということの2点が大事であろうかと思います。

そういったガバナンス設計をどうするかということがこれから本質的な議論になるかと思いますがけれども、私としてはやはり過去の日本企業も含めたガバナンスというのはなかなかうまく機能しなかったということの研究されて、この新しい新法人のガバナンスを設計していただきたいと思っております。

それが1点目で、あと2点目は、6ページにも安定的な資金を確保するための手当てということで、一つは拠出金制度にされたということは非常に安定的な資金を確保するために有効な手段であろうと思います。あともう一つは、原子力事業者の立場からすると、やはり負うべき費用負担の責任の会計的な判断のため、どのタイミングで資金を拠出するかということについて、会計的には今回きちんとコメントいただきましたので、会計判断するときには本レポートの中に書かれていることは、今後の会計制度も含めた運営を進めるためには非常に有効なコメントであったかと私自身は評価申し上げております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それじゃ、増田委員お願いいたします。

○増田委員

ありがとうございます。今回のこの中間報告が、積立金制度から拠出金制度への変更ということでいろいろ論点を整理してきた、その方向性は大変妥当なものではないかというふうに思います。

その上で幾つか申し上げたいと思うんですが、中間報告の5ページの一番下のところにもただし書きで3行ほど書いてありますが、これからいろいろ検討するに当たって、原子力事業者が使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って引き続き責任を果たすことを大前提とすべきと。このことが非常に重要な指摘じゃないかなというふうに私は思います。

今回、これまでの何回かの検討に当たって、認可法人のガバナンスについてはかなりいろいろな整理をしてみいました。きょうも認可法人の意思決定について、ただいまの城山委員ですとか、それから永田委員のご指摘は大変重要な点だと思っておりますので、法案化をしていく上でこうした意見を十分踏まえて、特に永田委員の今ご指摘いただいたような形での制度設計がなされることが非常に重要ではないかなというふうに思います。

そして2つ目として、この認可法人と、それから実質上、具体的に事業を進めていくのは、もう日本原燃にそのノウハウ等が蓄積をされてきておりますので、実際には委託関係で日本原燃が実際に事業を進めていくということになるかと思っておりますので、認可法人のみならず日本原燃のガバナンスの妥当性ということが問われるというふうに思います。

そういう意味では、これまで日本原燃はとかく、やはり原子力事業者や、あるいは電事連が合意したそのことによって事業を進めてきたという側面があったと思っておりますので、原燃がみずからきちんとした判断をして、それで責任を持って事業を進めていくという、こういうふうに切りかわっていくことが必須でありまして、このことは原子力事業者がいろいろ取締役で入っておりますが、そういった原子力事業者のそういう意味での自覚ですとか責任は非常に大きいというふうに思うんです。

それともう一つは、この日本原燃に対して、したがってどういうふうに原子力事業者がガバナンスを効かせていくのか。原燃の自主性をきちんと尊重する形に切りかえると同時に、先ほど私、指摘しましたように、一方で原子力事業者の原燃に対するコミットメントということは忘れてはならない話でありまして、実質、人的あるいは技術的な面での原燃に対してのコミットメント、あるいは支援ということを今まで以上にきちんとやっていかないと、まだまだ事業が進んでいかないという現状がありますので、この点について改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

ガバナンスの方にどうしても目が行きがちの部分がありますが、原子力事業者のコミットメントは従来どおり、あるいは具体的に事業を進めていく上で、今まで以上に重要ではないかという点を指摘しておきたいというふうに思います。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

報告書案については、特段申し上げるところはありませんが、2点ほど意見を申し上げておきます。

いずれにしても、今までの会議で申し上げたとおり、特にこの外部有識者にどのような人選をするか、がかなり大きなウェイトを占めていると思います。それは大事という前提で、さらに言えば、いろんな民間企業を見ていると、ガバナンスの意識が高く、経営トップみずから自分に厳しいむちを打っている会社の中には、社外取締役が取締役会の過半を占める会社はかなりあるというのは認識すべきだと思います。

つまり、この新法人の意思決定機関においても、先ほど、よく事業を知っているのは内部の役員だから、この意識を大事にするようにという話もありましたが、私はそうではなくて、むしろ外部有識者が意思決定機関の過半を占める構成になり、ある意味素人である外部有識者に対して、知見のある人たちが内容を説明して理解をしてもらうことを大前提にすべきだと思っています。この11ページの中には、国が役員、外部有識者の認可という形でかかわることが書かれていますので、その点を念頭に置いていただければというのが1点。

それから、この新法人と民間事業者、今、日本原燃しかないわけですが、この間の緊張関係をどう保っていくのか、作っていくのが恐らく難しいところだと思います。遠藤委員も意見書の中に書かれているとおり、実質、その委託先が日本原燃しかない状況になると、多少のことがあっても自分に発注されると考えてしまったとすれば、当然、緊張関係はなくなっていきます。唯一、日本原燃が技術的に、もしくは経営的に適切じゃないと判断したときに、新法人が発注を停止できる形が現実問題としてないと、緊張関係は出てこないと思います。

ですから、どなたかおっしゃった外交的な問題とか、私には全然わからないですが、新法人が場合によっては原燃に対して、民間事業者に対しての発注を停止することもある、ということをおまへに必要の枠組みを作っていたらいいと思います。それから、もしそういう状況になったときに困るのは誰かという点、日本原燃はもちろんそうですが、出資者である原子力事業者も利益関係が一致しているという点で困るわけですから、そうならないように、出資者として原子力事業者は技術的にも経営的にも日本原燃をサポートする関係が出てくるんだろうと思います。

その観点で言うと、遠藤委員の意見書の中では、新法人が民間事業者に対しての出資をすることも含むように書かれていたと思いますけど、私は反対でして、それは原子力事業者に役割としては任せて、そこの利害関係が一致しないような形に新法人は置かなきゃいけないと思っています。そのあたりが唯一、新法人と日本原燃との緊張関係をつくり出していく方法なのかと思っています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

山名委員、どうぞお願いいたします。

#### ○山名委員

大体、多くの先生方が指摘されたことでかなりカバーされております。それで、まずこの報告書の中で特に私が評価している点は、圓尾委員もおっしゃったように、ガバナンスと申しますか、そここのところの書きぶりのところなんですね。新法人自身のガバナンスについては今、議論があったとおりで、外部有識者の意見がかなりしっかり入ると。しかもある意味で専門外の人たちが入っているというのは多分かなりいい効果をもたらすと。これは間違いないと思います。そういう意味で、外部取締役が過半を占めるようなパターンですね、もちろん役員も入りますが、そのパターンはぜひ実現できればいいかというふうに思います。

それで私が一番気になるのは、やはりこの日本原燃自身の今後のガバナンスと事業の実効的な運営の在り方の話です。と言いますのは、新法人はできますが、新法人は日本原燃に出資はしていないわけです。出資していれば株主として発言することはできるんですが、出資していない民間事業者にある委託を出すというときに、どうやってそこにガバナンスを効かせていくか。それから電力事業者のコミットメントを日本原燃の中に残すかということが問われるということなんです。

全く違う例なんですけど、私が今やっております原子力損害賠償・廃炉等支援機構の場合は、国のお金を使って東電の株式を過半持っているという立場で、積極的な経営改善にコミットしている立場にありますが、この再処理事業の場合には全くそうならないわけですね。したがって経営の管理・監督というものの実効性が多分問われることになるかと。

それで私、専門的によくわかりませんが、例えばこの新法人から日本原燃に外部取締役を入れることができるのか、できないのかというような話、それから管理・監督でありますけど、いわゆる勧告のような、つまり政府の意を受けて、新法人が日本原燃の経営上、強い勧告を出せるかどうかというようなところが法律上ではかなり問われることになるかと思えます。

それから、それは伝家の宝刀としても、通常この日本原燃の事業がきちんに行われるような自発的メカニズムを委託契約にどれだけ入れられるかということに多分係るのではないかと。つまり原燃が高稼働率を上げないと、原燃自身が困ると。あるいは頑張ればもうかるという仕組みの契約をこの法人ができるような法的な裏づけをしておくというようなことができないのかなと。もちろん契約ですから、法律にそんなこと書けないというのは重々承知の上ですが、特殊な委託契約なんですね、これは。競争相手が全くいないし、技術的にここしかないし、施設もここしか持っていないということなので、極めて特殊な株式会社に国が責任を持って集めたお金を払って委託するんですから、そこにかなり契約内容として強い縛りがかかるやり方が多分求められるん

ではないかというふうに思います。

それから、圓尾さんもおっしゃった話ですが、厳しさのような話ですね。何度もここで申し上げましたが、この再処理というのは極めて特殊な技術で、私、昔、再処理をやっていたんですが、思いもしないところに腐食が発生してしまうとか、それで装置が想定寿命の半分で終わってしまうとか、あるいは排管が詰まることによって工程の稼働率が下がるという、そういうアンノウンな事情が多発したことが過去にあるんですね。日本原燃の場合は、その部分はかなり改善しておりますが、それでもある種の技術的予見性みたいなものに経営判断がかなり乗っかってくる可能性があるんです。

ここを、技術的判断を原燃の中できちんとやらせる仕組みをつくる。例えば技術検討委員会のようなものを社内に持たせて、それを取締役会がしっかりとしんしゃくするという仕組みをきちんとつくらせないと多分だめだと思います。これが技術無視の経営判断をやるようになれば、恐らく事業としては失敗するということになります。

それから、電気事業者のコミットメントが重要だというのは増田委員もおっしゃったとおりであります。どうやってコミットメントを残すかと。当然、出資者は電気事業者なので、出資をきちんとしていただくということをお願いするしかないんですが、2つの問題があると思うんですが、1つは電気事業者が日本原燃の取締役会にどれぐらい関与するかということです。これは社外取締役にあるんでしょうが、多過ぎず、少な過ぎずの取締役に電力事業者がきちんと関与することで、経営をきちんと見ると。見るけれども、さっき言ったように無責任な関与はあるところで抑えると。無責任なという申しわけないんですが、再処理技術を知らないことによる経営判断がズバズバ入るようなことでは困ると。そのバランスをしっかりと考えておく必要があると。多過ぎず、少な過ぎず、どう関与するかと。

それからもう一つ注文したいのは、きょうはおられないけど、いわゆる電事連という組織ですね。これから電気事業の自由競争環境に入っていく中で、電気事業連合会というのはどういう立場になっていくかというのはまだよく理解していませんが、原子力発電をやる会社がまさに発生者責任でこの事業を担保するというのはもう必要な話でありますから、電事連とは言いませんが、原子力発電会社がしっかりと連携して、日本原燃をきちんとやらせるコミットメントを連携してつくり上げるような連合機能みたいなのがないと、ばらばらにならないかと。これはとても気になるところです。

例えば、最悪、今後、電気事業者が原子力発電から撤退するようなケースを含めても、この報告書にあるように過去に発生した使用済燃料の責任はあるわけでありまして、そこから逃げることはできないわけですね。そういうことを含めた上で、それぞれの発生者がきちんと連携して

日本原燃を支えるということにコミットするというしっかりとした集団を維持するということは電気事業者に強く求めたい。つまり、拠出金を出したから、はい、さようならではないですよということをしっかりとグループとして担保していただけないかというふうに思います。

以上、思ったところですが、この報告書の中で特にちょっと今回いいなと思ったのは、MOXと廃棄物もこの拠出金の対象に入ることが提案されておりまして、これはあえてここで申し上げたいんですが、再処理やるということはプルトニウムを消費するということを意味しておりますから、再処理イコールMOX利用であります。MOX利用すれば、TRU燃料が発生しますので、これをきちんと廃棄物として管理するというのも国民に対する発生者の責務としてあるわけです。したがって、再処理・MOX・廃棄物を一体で、発生者責任で資金を集めるという仕組みをつくるということは極めて妥当なことでありまして、これはとてもよろしいことかと思いました。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

委員の皆さんから一渡りご意見いただきましたが、さらに続けてご発言をご希望される委員はいらっしゃいますか。

それじゃ、辰巳委員どうぞ。

○辰巳委員

すみません、先ほどちょっと言い忘れてしまったんですけども、日本原燃さんの名称がここに何か所か出てきているんですけども、民間事業者（日本原燃）と書いていたり、ただ日本原燃と書いていたり、ちょっとばらばらしているんですね。

今、皆様方のお話を聞いている限りは、日本原燃以外に頼めないんだということで、日本原燃に限定するというふうにちょっと聞こえてしまうんですけども、そういう意図があるのか。民間事業者という単語を残していることに私は意味があるというふうに思っているんですけども、そういうことでちょっとそこら辺をもう少しシビアにというか、きちんと書き分けていただきたい、書き分けるというか、統一したほうがいいのか。民間事業者、括弧というふうにしていただいたほうが良いような気がします。先ほどの圓尾委員のように、かわることがもしかして起こることもなくはないだろうという前提から。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。

どうぞ増田委員。

○増田委員

最後、山名委員からいろいろ日本原燃と原子力事業者のまさにコミットメントと、それからあとガバナンスの話がいろいろあって、私も先日、日本原燃の例えば取締役会がどんなふうにかかっているのかちょっと聞きましたら、3カ月に一遍ぐらいしか現状開かれていないと。やっぱり電力事業者の社長さんが取締役で入っているんですが、皆さん大変ビジーなので、東京で取締役会をやっているようなんですけどね。だから、やっぱりそういうことからいうとガバナンスも効かない体制になっているし、一方でコミットメントのところも逆に不明確になっているんじゃないかなという気がいたしました。

ですからそういう意味で、それをどういうふうに効かせていくのかということきちんとやらないと、恐らくその前段としての新法人、認可法人をつくっていく上でいろいろな制度的な設計をこれから進めていくと思うんですが、どうしてもやはり拠出金制度に切りかえるときに、その制度をつくっていくと、現実に今までやっている日本原燃と、皆さん全て委員がご指摘したように、現実に事実上技術を持っている日本原燃と新法人との関係はどうなるかということ、そこを明確にしないといけないんじゃないかというふうに思いますので、これから新法人の、先ほどご指摘あったような意思決定機関の持ち方、第三委員会であり、それから当該役員との関係をどうするか等と同時に、やはり委託契約を通じてどういう環境を築いていくのか、ここをさらにきちんと明確化する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにかがでしよう

どうぞ秋池委員。

○秋池委員

山名委員がおっしゃいましたが、拠出金を出した、はい、さようならにならないというところが非常に重要だと思っております。そういうことも踏まえて、今、増田委員、その他の先生方からありました日本原燃の意思決定のありようというのも重要で、これはこれから詳細設計ということなのかと思いますけれども、このサイクル事業にコミットし続けるということを事業者には責任を持ってもらうというようなことをお考えいただければと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。もうよろしいですか。

いろいろとご意見いただきまして、特にこれ制度をかえるわけですから、制度の具体的な内容についてご意見を伺ったというふうに思っております。特に新法人と、それから原燃の関係性、あるいはそこに対する原子力事業者の関係、それから政府の関係等、意思決定の問題、ガバナンスの問題含めてご意見いただきました。

事務局から何か。

○浦上原子力政策課長

ありがとうございます。基本的に、いただいた修正の意見については、それを踏まえた修正をする方向で作業をしていきたいと思っております。

城山委員、退席されてしまいましたけれども、原子力事業ということにどういった再処理の専門家等々、外延が含まれ得るのかということについて、もう少し具体的な記述ができるかどうか検討したいと思いますし、あるいは管理・監督という言葉の中に若干コストカッティング的な要素だけではない要素もあるということは、何かどこかでうまく記述ができないかということを考えたいと思います。

それから大橋委員、増田委員、山名委員からいただきました日本原燃に対する電気事業者のコミットメントの部分、ここは正確に言えば、今回の制度的措置の外側になる要素ではございますけれども、一応、関連する検討の中で留意すべき事項だと思われまますので、もう少し、大橋委員の言葉で言えば「経営的サポート」というような観点、あるいは山名委員から連携して支えるような集団として対峙していくという点、そういった点のご指摘を踏まえまして、もう少しこの日本原燃に対する原子力事業者のコミットメントということが明確になるような修正ということを文章として考えてみたいと思っております。

それから、辰巳委員からいただきました電気料金との関係性、あるいは金額のイメージ、それから委員会と事務局の関係が不分明であるという点、この辺については若干の加筆をして修正をしたいというふうに思っておりますし、それから民間事業者と日本原燃という表現の部分でございませけれども、当面は現実的に日本原燃しか想定されませし、法律を念頭に置きますと、「日本原燃」と書かなくて、「民間事業者」と書くことになるので、民間事業者という言葉と、日本原燃という言葉が混在をしておりますが、どこか1カ所にまとめてまずその整理を書いた上で、後の方に出てくるときは同じ言葉を使うといった表現の工夫ということは考えてみたいと思っております。

○山内座長

どうもありがとうございます。

本日の中間報告案につきましては、私の判断といたしましては、大きな内容についての皆様のご反対はなかったというふうに理解しております。ただ、先ほど申しましたように、具体的な制度設計に当たってのご意見をいただきました。特に新法人、それから日本原燃、民間事業者ですね、これとの間の関係性と、それについてご意見いただきましたので、今、事務局からご発言ありましたように、皆様の意見を踏まえつつ修正を加えたいというふうに思います。

この指摘をいただきました事点について修文をいたしまして、事務局から各委員に修文案をご相談いただいた上で、恐縮でございますけれども、最終的には私の判断で対応させていただくということにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。それでは今後は必要な修正を行った上で、定められた手続きにしがいてパブリックコメントにかけ、最終的に報告書として取りまとめたいというふうに思っております。

それでは今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○浦上原子力政策課長

ありがとうございます。それでは今、座長からお話ございましたとおり、本日の議論を踏まえまして、修文案を委員の方々にお諮りをして、座長のご了解をいただいた上で、所定の手続きにしがってパブリックコメントにかけるということになってまいりたいと存じます。パブリックコメントの期間は1カ月程度を想定しておりまして、寄せられた意見、どのようなものがどれだけ出てくるかということにもよりますけれども、それに対する回答を公表した上で、最終的な中間報告ということで公表するという流れにさせていただきたいと思っております。

それを踏まえた政府の対応については、法制的な措置も含めて視野に入ってまいりますので、そういたしますと政府部内、あるいは諸方面との調整ということが必要になり、適宜対処ということになるかと思っております。その状況につきましては、委員の皆様にご随時お知らせをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○山内座長

ありがとうございました。

それではこれもちまして、第5回原子力事業環境整備専門検討ワーキンググループを閉会とさせていただきます。

どうも最後までご協力いただきましてありがとうございました。